

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330175

研究課題名(和文) 高齢犯罪者の社会復帰における福祉的支援の役割及び刑事政策との連携に関する調査研究

研究課題名(英文) Research study about the Social Rehabilitation of the Elderly Offenders; the role of Social work practice and the coordination with criminal policies

研究代表者

古川 隆司 (Furukawa, Takashi)

追手門学院大学・社会学部・准教授

研究者番号：60387925

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,300,000円、(間接経費) 1,890,000円

研究成果の概要(和文)： 刑事政策と社会福祉は高齢犯罪者の増加への関心から社会復帰支援を始めたが、様々な課題があり、我々の調査では、相互に異なる認識と目標の不一致が見出せた。さらに福祉施設は潜在的に出所者の支援を避ける傾向にあった。本研究の目標は、調査結果分析から望ましい協力関係を作るモデルを考えること、インタビュー調査から実務家の実存に注目し、理念から望ましい支援の目標をキェルケゴールの思想に沿って考えた。その結果、刑事政策は社会福祉の理解不足を、福祉職は、刑事政策の協力が原因と考えていた。このため、対話プロセスからモデルと価値の共有から支援の目標設定を示した。今後新たな調査で検証が必要である。

研究成果の概要(英文)： The criminal policy cooperated with social work, and they were started to social rehabilitate the elderly ex-prisoners. But this relation has many problems, differential goal and misrecognizing this relation has each member by our interview research. Because criminal policy set recommitting above social rehabilitate of offenders, in contraries the aim of social work practice. The purpose of our study is 1) to make the ideal model for coordinate relationship from the survey in prison, etc.; 2) to find the goal of this practice from interview practitioners, and we based on the "existence" by Kierkegaard's idea. Consequently of to coordinate with social work in criminal policies, and much to understand a meaning in social welfare services. And supports of criminal policies. So we had thinks the ideal relationship makes with interactive process. And the ideal goal of this practice makes by the idea of the rehabilitation from crimes to accept as a existence by practitioner in each fields.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・学校・司法ソーシャルワーク

キーワード：矯正 更生保護 高齢犯罪者 社会復帰 再犯防止 実存 相互理解

1. 研究開始当初の背景

人口の少子高齢化に伴い、犯罪により検挙され刑事裁判に付され刑事施設へ収容される者に占める高齢者(以下、触法高齢者)は増加している。また平成18年度厚生労働科学研究(田島班)は、刑事処分を受ける者に数多くの障害者がいることを明らかにした。これにより、触法高齢者と障害者の円滑な社会復帰を支援する地域生活定着促進事業が創設、全国にこれを担う地域生活定着支援センターが開設され社会福祉の事業として取り組まれている。

しかし刑事政策と社会福祉の連携は、両分野にとって試行錯誤であり、かつ社会福祉に期待される対象者の社会復帰調整と受け皿の準備が円滑に進んでいるわけではない。効果的な支援の方法や両分野の連携は、現場において喫緊の課題でありながら、両分野の学術的な研究が十分進んでいるとはいえず、事例紹介と制度・事業の理解を進める程度にとどまっている。

これら刑事政策や社会福祉だけでなく、警察でも高齢者に関する様々な事故事件の増加をうけて、対策への関心が高まっている。その中で、社会福祉や警察は、地域住民に身近な行政サービスを相互の専門性から担っている。これを含め社会福祉と刑事政策で進んでいる連携について、インタビュー調査等を通して明らかとなってきたのは、相互に協力関係がうまく築けず、具体的な対応のマニュアル化が求められていること、及び実践モデルが求められていることであった。

2. 研究の目的

本研究は以上の背景にもとづいて、次の目的を設定した。第一に、刑事政策及び警察における触法行為のあった高齢犯罪者への処遇に対し、社会福祉との連携による再犯防止と社会復帰支援を円滑に行うための課題を明らかにすることである。第二に、刑事司法等と社会福祉の連携による支援活動に対する効果的な実践モデルを検討、提示することである。

3. 研究の方法及び倫理的配慮

これらの目的に対し、第一には「社会福祉との連携に対する課題」を明らかにするべく、刑事政策に従事する実務家及び機関団体に対するインタビュー調査と質問紙調査を行うこととした。また、地域生活定着支援センターや高齢犯罪者の受け皿を期待される老人福祉施設・地域包括支援センター及び専門職に対して、インタビュー調査と質問紙調査を行うこととした。このうち更生保護施設に対する調査は、研究代表者が参加した平成22年度厚生労働科学研究(田島班)「触法行為のあった高齢・障害者の支援の研究」で行った悉皆調査の成果を用い、関係する項目をKJ法により整理、課題を抽出

することとした。また地域生活定着支援センターについては、平成22~24年度にのべ20か所へ訪問、相談員にインタビュー調査を実施した。この結果をテキストデータに書き起こして項目化・関連性を分析することとした。また老人福祉施設等の社会復帰支援に対する意向について、質問紙を作成・プレ調査を実施したのち修正を行って本調査を実施、統計ソフトによる分析と検討を行うこととした。

その他、刑事施設・保護観察所および警察署に対する質問紙調査を準備したが、実施協力が得られた機関が少なく、統計的な調査として結果の妥当性が得られないため、各々の実務家に対するインタビュー調査をのべ14名に対して実施、結果をテキストデータに書き起こして項目化・関連性を分析することとした。

以上を刑事司法手続の過程に沿い、高齢犯罪者を刑事処分(処遇)する側・調整側・社会復帰のために受け入れる側で、実践において共通および相違する課題や価値観を生理することとした。なお全ての調査において、回答者・団体組織及び職務の守秘義務に関わる点への配慮を行うことについて書面による依頼と合意を得た。また了解を得た範囲での回答及び調査結果の活用である等の倫理的配慮を行った。加えて、研究者各々の所属研究機関等による倫理面の審査、第三者による専門的助言を受けた。

第二の目的については、文献研究および調査を通して得られた課題の分析を通して、実践モデルを検討することとした。第一の柱として、既存の実践モデルにもとづく困難や課題として捉えて、問題解決型スキームによる実践モデルの形成を試みた。第二の柱として、実践活動における課題を実務家や専門職(以下、実践者)の主観的な苦悩とみて、刑事政策や地域生活促進支援事業および人権という本質的価値との関係に着目した形で苦悩として捉えた。これを、キリスト教信仰に対する望ましい個人のあり方として実存に着目し深く論究したS.Kierkegaard(キェルケゴール)の哲学と思想にもとづいてとらえ、検討・考察することとした。そして以上の考察にもとづいて、実践のモデルを検討することとした。

4. 研究成果

(1) 更生保護施設における調査

更生保護施設は刑事処分・保護処分を受け身元引受先のない者を受け入れて、就労斡旋や居住の確保など自立更生・社会復帰にむけた支援を行う民間施設である。悉皆調査を通して明らかとなったのは、就労等による自立更生が難しい触法高齢者・障害者を大半の施設が経営上受け入れざるを得ず、支援活動において困難を感じていることであった。ここから、社会福祉と

の連携の必要性を認識する大多数の回答があったものの、社会福祉との連携より更生保護としての実践枠組にとどまるべきと考える意見の方が多かった。課題として考えられたのは、社会的に自立が困難であれ罪をなした者に対する更生保護の価値観が他領域に理解されにくいという点であった。

(2) 刑事施設・保護観察所・警察署等でのインタビュー調査

質問紙調査の実施協力を得られた機関がいずれもわずかであったため、実務者へのインタビュー調査を実施した。まず刑事施設では、地域定着促進事業に伴って社会福祉士等が配属されて以降、釈放前の環境調整が円滑化したこと・他方地域生活定着支援センターによる調整では、被収容者の特性に応じ多様な調整業務が提案されるため戸惑いがあることが明らかとなった。

また保護観察所も、保護観察官と社会復帰調整官として社会福祉士の採用が進んでいる半面、地方自治体と国の機関である保護観察所との関係が必ずしも円滑でないため、保護司など地元の更生保護関係者との関係構築に多くの時間が費やされていた。また地域生活定着支援センターとの関係では、刑事施設同様、対象者の特性に応じて様々な組織団体とカンファレンスが行われるため、調査協力者によっては「ルールがあるのかどうか」等戸惑う意見も聞かれた。

最後に警察では、刑事事件だけでなく民事や交通事故でも高齢者・障害者の関わる事件が増加しており、日常の対応で気付くというより、事が起こって詳細が明らかになる事も多い。この中で「何らかの障害を疑うケースもあるのではないか」という意見が表明されている。しかし事件に対する守秘義務から、捜査や事件の対処に対し、関係機関などへ協力を求めることは難しいと考えられていた。

いずれにも共通するのは、法に則った対応が基本であり、多様な対象者に応じた対応が例外的だとみなされていることであった。運営の基本にある人権を法の下での平等からとらえられており、同じく人権を尊重する社会福祉では個別性が重視されるものという対照的な違いが見出された。

(3) 地域生活定着支援センターにおけるインタビュー調査

同センターは高齢・障害等福祉的援護を要する刑事施設の被収容者に対して、福祉・介護等サービスの利用準備等による環境調整を行って、再犯しなくて済む安定した生活と地域社会への移行を支援している。多くが社会福祉団体の受託しているセンターで、大別すると、受託団体が受け皿となる施設等を有するセンターとそうでないセンターに分けられる。割合としては受け皿を有しない方が多く、この結果多機関・多

文化の協力による課題解決の枠組が支援活動のあり方であった。

しかし現実には支援する基盤が脆弱な組織も多く、常に引受先となる施設や団体との関係調整に追われている。インタビュー調査からは、刑事施設から出所・調整依頼を引き受ける期間が短く、それぞれのケースに応じて対応せざるを得ない状況であった。また、刑事施設等刑事政策に関わる機関団体の対応が硬直的で柔軟性が望まれていた。

(4) 老人福祉施設等に対する調査

在宅介護サービスに従事する介護支援専門員を中心に、老人福祉施設や生活保護法にもとづく救護施設などへ2012年に実施、統計ソフトによる分析を進めた。これらの施設は、多くが行政の措置委託で以前から触法行為のあった者の受け入れを経験してきた。しかし介護保険サービスによる介護サービスの提供が中心になってきた中で、触法行為のあった者の受け入れは、他の利用者等へ迷惑をかける等の理由から、職員が個人的に考えている場合と施設が消極的な対応をしている場合が見受けられた。

また相談支援業務を行っている専門職は規範的には受け入れに賛成するものの、他のサービス利用者との関係をたえず気にしており、職員間や各々の関係団体の協力を得ることが難しいと考えている。その半面、専門職としてカンファレンスを重視した支援への関心が高い半面、ほぼ全ての組織が受け入れに対する知識不足や経験があると考えていた。

(5) 分析と考察

更生保護施設への調査結果から、社会福祉（および福祉職）との連携に対して「更生保護の理解や知識不足」があがりつつ、社会福祉に期待する「対象者への適切な支援」や「対応自体への困難性」などの考えが見出せる。回答者の大半は更生保護施設職員であり、社会福祉との連携の必要性を認めつつも更生保護の実践領域との関係においてアンビバレントな状態にあることが見出せる。

刑事施設・保護観察所・警察および地域生活定着支援センター等でのインタビュー調査からは、関係する組織機関は相互に協力を重視し合っているとの認識をそれぞれの実務家は有しつつも、実務的な対応を協力に対する認識の程度とみなしていることが分かる。その結果、実務的な協力は進むものの、支援活動のマネジメントや支援活動の発展に対する積極的な姿勢が築かれず、事案の照会や事務連絡の円滑化などにとどまっていること、および解決・対処について提案など支援活動への積極的な関与へ至らないことが窺える。これらの状況に対する評価として、刑事政策や警察の実務家は

おおむね肯定的ないし中立的であるのに対し、社会福祉の実務家はやや否定的にとらえていることが窺える。

また老人福祉施設・地域包括支援センター等の相談職への調査結果は、「対象者への適切な支援」「対応自体への困難性」が表明され、その理由として、対象となる高齢犯罪者に対する知識の不足、また他利用者への悪影響の懸念があった。回答者の個別意見の中には、小数であるが刑事政策の対象である高齢犯罪者の支援に対する心理的抵抗が表明されている。

それぞれ専門性と基本的な価値に違いを感じている刑事司法等と社会福祉では、たとえば福祉分野の実務家による実践報告の中では「組織文化」という形でとらえがちであった。いわば「共通言語」となる制度を媒介とした協力関係が築かれながら、その具体的な運営すなわち実践活動に対する認識や関与の差が課題とされていた。これは、相互に支援活動を共有する中で共通認識を促す努力も重ねられてはいるものの、全体として互いの領域に踏み込まないように抑制的な態度として現われている。

連携を例に考えると、刑事政策も社会福祉も関心を払っているものの、連携そのものに加え相互理解も必要と考えられていることが、インタビュー調査の結果から示唆される。たとえば、刑事施設や更生保護施設の職員が地域生活定着支援センターの相談員などが提案する「前例のない対応」に驚くのは、刑事政策になかった取り組みであること、そして提案のされ方へ驚くことも多い。これは制度の運用において、担当する実務家の裁量が関わっていると考えられる。いいかえれば、刑事政策等と社会福祉の連携のあり方は、実務に携わる実践者の内面的な価値判断にもとづくことが考えられる。

(6) 実践者の内面的な価値と「苦悩」

犯罪者処遇や社会復帰支援に従事・関連する側の実務家（以下、実践者）の内面に注目し、実践者の実存としての課題を考える。実践者の感じている課題は、調査を通して制度や事業の円滑化に対する関心が強い反面、実践者相互の理解がまだ十分でないと考えていることが窺えた。実践活動に携わる実践者は、刑事司法が対応した触法高齢者・障害者の居場所や身元引受先が確保されることを目標と考えるだけでなく、自身の理想に照らして自らの実践を評価している。

実践者が自らの理想に照らして望ましいと考える支援は、高齢犯罪者など対象となる人びとへの働きかけに加え、自身と異なる領域に属する実践者との協力関係に見出されると考えられる。この対象者に関わる自己との関係、および実践者相互の関係と

いう二重の関係に加え、対象者と実践者を包摂する現実社会との関係がある。

社会復帰すべき現実社会との関係について、社会復帰支援の理念とはケルケゴールの定式化した「神と信仰者」の関係においてあるべき自己を問う実存において捉えられると考えられる。すると、実践者の向かい合う現実社会や対象者のありようや支援活動の到達状況に対する「望ましさ」を実践者が判断することとなる。この実践者の実存は、インタビュー結果によると、実践者の所属する領域の専門性や基本的価値の差こそあれ、どの組織機関に所属している実践者も同様に表明していた。すなわち実践活動の「望ましさ」は、対象者ごとに異なっても、現実社会との関係で、何らかの形で生活や受入先との関係が「落ち着く」ことであり、再犯に至るような不安定な生活や周囲との関係の破綻に至らないことである。これは対象者が高齢であるということが大きい。実践者自身を含め、実践者の身近を含め、身近にとらえる存在としての高齢者であるが故に、支援を通して関わるのが実践者の内面へ及ぼす影響が考えられる。加えて、一般の高齢者への支援課題も増大する中で、刑事政策の対象となる高齢者とのボーダーレス化も進んでいる。故に単なる社会復帰支援の対象と割り切ることが難しい面もある。その結果、支援の望ましさは実践者の実存に常に向かい合うこととなる。

実践者が寄与できるのは、対象者が「落ち着く」ための関係を結び、環境を整備することである。それぞれ「落ち着く」状態は個別差があり、実践者たちの協力すなわち関係を実存として各々が如何に捉えるかによって異なってくると考えられる。いいかえれば実践者が自らの実存として対象者及び他の実践者との関係を考えていく中で、支援過程の目標を設定していくことにつながるといえる。

(7) 実践のモデル

以上を踏まえると、社会福祉と刑事政策の連携では、第一に実践者が相互に関係を築いていく過程と、対象者である高齢犯罪者への社会復帰支援を進める過程とが並行して進められるべきである。第二に実践者の実存に着目することによって、支援過程の「望ましい」目標が個別に設定されることへつながっていく。

このため本研究の目的である実践のモデルは、高齢犯罪者の状況を踏まえた望ましい目標及びその方策を、刑事政策・社会福祉それぞれの実践者が対話を通して立案、実施することとなる。

(8) 今後の課題

実践のモデルについて、本研究では規範的な形でのモデル提示を行った。現実には、実

務レベルで様々な試行錯誤が行われており、改善を図るための対話の機会も研修や研究会などの形で取り込まれている。だが、一気に連携が進むものでなく、新たな取り組みも関連する検察・警察等を含め進んでいる。何より刑事司法手続の「入り口」段階における支援は広がっている。

だがこれについても、単なる業務提携にとどまらず相互に有機的な役割分担が図れている訳ではない。このため、本研究が対象とした刑事処分後の「出口」段階における支援に加え、再度調査の設計から見直して課題を検討し直す必要がある。

加えて、これらの多くが諸外国における取り組みを参考にしている。したがって、外国における刑事司法や福祉的支援の関係についても、文献研究に加え、フィールド調査を踏まえた実態把握と諸課題を考えていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計17件)

古川隆司「地域生活定着支援事業における専門職間連携-要援護性を中心に-」(財)日立みらい財団, 犯罪と非行第165号, 143-156頁, 2010年

古川隆司「社会保障を含む社会復帰支援-高齢者の犯罪と社会的寛容-」(株)法研, 週刊社会保障2010年9月6日号(通巻2594巻)44-49頁, 2010年

古川隆司「高齢犯罪者・触法障害者に対する社会福祉と刑事政策の連携」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第7号, 現代人文社, 66-77頁, 2010年

古川隆司・江口賀子「要援護受刑者の釈放時保護-矯正と社会福祉の連携の実践例から-」(財)日立みらい財団, 犯罪と非行第167号, 41-53頁, 2011年

古川隆司「オーストラリアにおける社会内処遇の条件」追手門学院大学オーストラリア研究所, オーストラリア研究紀要第37号, 89-99頁, 2011年

古川隆司「社会福祉との連携に対する更生保護施設の意識」日本更生保護協会, 更生保護と犯罪予防第154号, 116-134頁, 2012年

古川隆司「更生保護施設における福祉の連携」明石書店, ホームレスと社会第6号, 26-31頁, 2012年

古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰について」(財)日立みらい財団, 犯罪と非行第173号, 83-96頁, 2012年

古川隆司「高齢犯罪者等の社会復帰支援の方法-地域生活定着支援事業および自立生活促進センターの実践から-」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第2号, 現代人文社, 88-96頁, 2012年

江口賀子「地域生活定着支援事業における司法と福祉の連携について-考察」西九州大学社会福祉学科, 九州社会福祉研究第37号, 27-37頁, 2012年

古川隆司「オーストラリアの犯罪者の社会内処遇とソーシャルワークの関係」追手門学院大学オーストラリア研究所, オーストラリア研究紀要第38号, 45-53頁, 2013年

古川隆司「ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応」追手門学院大学社会学部紀要第7号, 63-72頁, 2013年

古川隆司「更生保護施設と社会福祉の連携」調査と展望-方法に注目して-」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第3号, 現代人文社, 70-78頁, 2013年

古川隆司「厳罰化とオーストラリアの刑事政策への影響」追手門学院大学オーストラリア研究所, オーストラリア研究紀要第39号, 109-118頁, 2013年

江口賀子「矯正施設退所者の社会福祉施設の受け入れ支援についての一考察-S県主任介護支援専門員の意識調査より-」西九州大学健康福祉学部紀要第44巻, 89-96頁, 2014年

古川隆司「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」警察學論集第67巻第6号, 立花書房, 18-32頁, 2014年

古川隆司「司法と福祉の架け橋: 社会復帰支援における連携と倫理的課題」(財)日本刑事政策研究会, 罪と罰第51巻3号, 2-13頁, 2014年

[学会発表](計19件)

古川隆司「語りを通じた高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題」日本老年社会学会第52回大会(あいち健康プラザ)2010年6月(口頭報告)

古川隆司「対人援助としての教誨-罪を犯した高齢者と教誨師へのインタビューから-」日本キリスト教社会福祉学会第51回大会(同志社大学)2010年6月(口頭報告)

古川隆司「高齢犯罪者・触法障害者の社会復帰と福祉的措置の必要性」日本犯罪社会学会第37回大会(国士舘大学)2010年10月(口頭報告)

古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(2)」日本社会福祉学会第58回大会(日本福祉大学)2010年10月(口頭報告)

江口賀子・古川隆司「高齢受刑者の社会復帰に向けた矯正と福祉的支援の連携」日本社会福祉学会第58回大会(日本福祉大学)2010年10月(口頭報告)

古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題-当事者と関係者の語りをもとに-」日本老年学会総会・日本老年社会学会第53回大会(京王プラザホテル)2011年6月(ポスター発表)

古川隆司「更生保護施設における「福祉との連携」に対する意識」日本司法福祉学会第

12 回全国集会(関西福祉科学大学)2011 年 9 月(口頭報告)

江口賀子「地域支援に関わる職員からみた定着支援センターの困難について」日本司法福祉学会第 12 回全国集会(関西福祉科学大学)2011 年 9 月(口頭報告)

江口賀子・古川隆司「地域生活定着支援事業における司法と福祉の連携についての一考察」日本社会福祉学会第 59 回秋季大会(淑徳大学)2011 年 10 月(口頭報告)

古川隆司「虐待・介護殺人事件の加害者支援に関する研究(3)」日本高齢者虐待防止学会第 9 回大会(甲南女子大学)2012 年 7 月(ポスター発表)

古川隆司「司法福祉実践の方法に関する実証的研究(2)」日本司法福祉学会第 13 回大会(東洋大学)2012 年 8 月(口頭報告)

江口賀子「社会福祉施設側の支援対象者受け入れに関する一考察」日本司法福祉学会第 13 回大会(東洋大学)2012 年 8 月(口頭報告)

江口賀子・古川隆司「地域定着支援事業における福祉施設の受け入れについての一考察」日本社会福祉学会第 60 回秋季大会(関西学院大学)2012 年 10 月

古川隆司「ソーシャルワーク実践としての触法高齢者・障害者の社会復帰支援-ソーシャルワークの専門性とは何か?-」日本社会福祉学会第 60 回秋季大会(関西学院大学)2012 年 10 月(ポスター発表)

江口賀子「地域生活定着支援における福祉施設の受け入れについての一考察」日本社会福祉学会第 60 回秋季大会(関西学院大学)2012 年 10 月(口頭報告)

古川隆司「情報ギャップと司法ソーシャルワーク」日本犯罪社会学会第 39 回大会(一橋大学)2012 年 10 月(口頭報告)

江口賀子・古川隆司「社会福祉施設側の支援対象者受け入れに関する実態調査の報告(その 1)」日本司法福祉学会第 14 回大会(日本福祉大学)2013 年 8 月(口頭報告)

江口賀子・古川隆司「地域生活定着支援事業における福祉施設の受入意向と課題」日本社会福祉学会第 61 回秋季大会(北星学園大学)2013 年 9 月(口頭報告)

古川隆司「社会復帰支援の実践における倫理的課題」日本犯罪社会学会第 40 回大会(北海学園大学)2013 年 10 月(口頭報告)

〔図書〕(計 2 件)

加藤博史・水藤昌彦編『司法福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房, 2013 年(第 2 部「刑務所に配置された社会福祉士」を分担執筆(古川隆司))

加藤幸雄・前田忠宏監修, 藤原正範・古川隆司編『司法福祉』法律文化社, 2013 年(第 12 章 2「医療福祉からみた社会復帰への課題」を分担執筆(江口賀子))

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古川隆司(Furukawa Takashi)
追手門学院大学・社会学部・准教授
研究者番号: 60387925

(2) 研究分担者

江口賀子(Eguchi Shigeko)
西九州大学・健康福祉学部・准教授
研究者番号: 10341554